

# 田川広域水道企業団入札心得

## (目的)

- 1 田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に関する一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札等)

- 2 入札に参加しようとするものは、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではない。
- 3 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正な行為をするおそれのあると認められる者の入札を拒否するものとする。
- 4 入札参加者は仕様書・図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書・図面等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- 5 入札参加者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加させないことができる。
  - (1) 規則第2条第1項又は第3項に該当する者
  - (2) 規則第2条第2項に該当する者で、その事実があった日から3年を経過しないもの
  - (3) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
  - (4) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (7) 共同企業体にあつては、その構成員に前各号に該当する者を含む者
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第1号）を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 規則第8条に定める様式第2号の入札書（以下「入札書」という。）に入札者は記名押

印し、所定の時間内に入札しなければならない。

(事前公表した予定価格を超える入札の取扱い)

- 9 (1) 予定価格を超えて入札した場合は、原則として当該業者は不利益な取扱いの対象とはならない。
- (2) 複数業者が予定価格を超えて入札した場合は、前号以外の業者での落札は有効である。
- (3) 全業者が予定価格を超えて入札した場合は、次の方法をとる。
  - ア 発注者は、積算に誤りがないかどうか点検する。
    - (ア) 点検の結果、誤りがなかった場合は、他の業者を指名し、再度同じ予定価格をもって入札を行う。
    - (イ) 誤りがあった場合は、同じ業者を指名し、予定価格を変更して入札を行う。  
ただし、この入札において全業者が予定価格を超えた場合は、指名替えを行い、同じ予定価格をもって入札を行う。

(入札の辞退)

- 10 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 11 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号のいずれかにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届（様式第2号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 12 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 13 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札執行の延期、停止及び中止)

- 14 (1) 入札参加者が連合し、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は執行

を延期し、若しくは取り止めることがある。

- (2) 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札を取り止めるものとする。
- (3) 天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認められるときは、執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(無効の入札)

15 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
- (4) 入札保証金を納めていない者が入札したもの（ただし、規則第6条第1項ただし書により入札保証金を免除したもの及び同条第2項により担保の提供をもってかえたものは除く。）
- (5) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (6) 提出することが求められる積算総括表その他の資料を提出しない者又は不備のある資料を提出した者が入札したもの
- (7) 入札者の記名押印がなく、入札者が判明できないもの
- (8) 金額を訂正したもの又は金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明確であるもの
- (10) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (11) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (12) 再度入札において、前回の提示金額と同額又はそれ以上の金額を提示したもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの
- (14) 企業団の構成団体が定める指名停止の措置に基づく指名停止期間中の者が入札したもの

(落札者の決定等)

16 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

17 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札をし

たものにくじを引かせて落札者を定める。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

18 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、再度の入札を行う。

（ ）は、最低制限価格を設けた場合。

（落札者と契約締結しないとき）

19 落札の決定から契約締結までの間に、企業団及び構成団体が定める指名停止の措置要領等の措置要件に該当するなど、無効の入札に当たると認められた場合は、落札決定を取り消すものとする。

20 規則第6条第1項第2号若しくは第3号又は第27条の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき、又は前項により契約を締結しないときは、当該落札者は落札金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の5に相当する違約金を企業団に収めなければならない。

様式第1号

年 月 日

田川広域水道企業団 企業長 殿

住 所

氏 名 印

委 任 状

今般、都合により下記の者を代理人に定め、貴団における入札に関する一切の権限を委任します。

記

代理人氏名

代理人使用印

案 件 名

様式第2号

入 札 辞 退 届

案件名 \_\_\_\_\_

下記の理由により入札を辞退します。

[辞退理由]

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

年 月 日

住 所

称号又は名称

代表者氏名

⑩

田川広域水道企業団 企業長 殿